

令和7年度

(令和8年度入学者用)

入学のしおり



さいたま市立大宮八幡中学校

〒337-0041 さいたま市見沼区南中丸357番地
TEL 048-687-8800
FAX 048-687-9301



目 次



1	学校の所在地、創立	• • • • •	P 1
2	学校規模・主な組織等	• • • • •	P 1
3	学校教育目標・学校経営方針	• • • • •	P 2
4	教育課程・日課表	• • • • •	P 3
5	年間行事計画	• • • • •	P 4
6	大宮八幡中学校生活のきまり	• • • • •	P 5 ~ 6
7	学校生活について	• • • • •	P 7 ~ 8
8	学生服・体育着の販売関係	• • • • •	P 9
9	入学式	• • • • •	P 10
10	さわやか相談室	• • • • •	P 11
11	学校図書館	• • • • •	P 11
12	保健・安全について	• • • • •	P 12 ~ 16
13	教室配置図	• • • • •	P 17

1 学校の所在地、創立

- (1) 名称 さいたま市立大宮八幡中学校
(2) 住所 さいたま市見沼区南中丸357番地 TEL: 048-687-8800
(3) 創立 平成3年4月1日

2 学校規模・主な組織等

令和7年度学級編制 (令和7年12月9日現在)

学年	1年	2年	3年	特別支援学級	合計
生徒数	男 70	76	74	4	224
	女 84	92	76	1	253
	計 154	168	150	5	477
学級数	4	5	4	2	15

教職員数

(令和7年度)

校長	教頭	教諭	養護教諭	事務主事	業務主査	栄養主査	さわやか相談員	スクールカウンセラー	スクールソーシャルワーカー	スクールアシスタント	学校図書館司書	A L T	初任者指導員	部活動指導員	コーディネータ	学校地域連携	合計
1	1	25	1	1	2	1	1	1	1	5	1	1	1	1	6	1	50

学校運営協議会

学校が保護者や地域住民等の信頼に応え、家庭や地域と一体となって生徒の健やかな成長を図り、地域に開かれた学校づくりを推進するために、学校に学校運営協議会が置かれ、学校運営協議会の意見等を参考とし、学校運営を推進する。

※定例会「学期に1回 年間3回 開催」

《学校運営等に関する評価について》

学校運営協議会は、授業をはじめとする学校の教育活動等の観察や意見交換等により、評価を行う。

いじめ防止対策委員会

学校におけるいじめの防止等に関する措置を実行的に行うため、年に2回いじめ防止対策委員会を開催している。校長、教頭をはじめ、生徒指導主任、教育相談主任、さわやか相談員等、また、学校運営委員、現PTA会長で構成されている。「大宮八幡中学校いじめ防止基本方針」に則り、本校の全生徒が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう努めている。

※定例会「1・3学期に1回ずつ 年2回開催」

3 学校教育目標

「心豊かで たくましい 広い世界に生きる人間の育成」
～好奇心こそすべての始まり～

学校経営方針

○ 目指す学校像 「地球規模で考え、足もとから行動する生徒の育成」

(1) 夢や希望をはぐくむ教育を開く

体験的な活動や参加型の学習を通して、生徒一人ひとりの好奇心を刺激し、自己肯定感や有用感を高め、夢や希望をはぐくみ、自己実現を図る姿勢を育てる。

(2) 生徒一人ひとりを大切にした教育を開く

教育環境を整え、本校と関わる全ての人々との信頼関係を大切にし、生徒に寄り添った教育を開く。

(3) 学習の基盤となる資質・能力の育成を図る

基礎的・基本的な内容を習得させるとともに、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を行い、生徒の学力向上に努める。

○ 目指す生徒像 「持続可能な社会の担い手としての自覚をもった生徒」

(1) 主体的に学ぶ生徒

- ・世界や日本の現実を知り、中学生として何ができるか考える生徒
- ・あらゆる情報を取捨選択し、自ら考え正しく判断できる生徒
- ・考えたことを行動に移すことができる生徒

(2) 心豊かな生徒

- ・自分や他人の人権を大切にする生徒
- ・相手の立場に立って考え方行動する生徒
- ・美しいもの、崇高なものに感動する心をもつ生徒
- ・コミュニケーションの大切さを理解する生徒

(3) たくましい生徒

- ・最後まであきらめずに物事を成し遂げる生徒
- ・高い目標に挑戦する意欲をもつ生徒
- ・体と心を鍛え、心身ともに健康な体をつくる生徒

○ 目指す教師像 「教職員自ら率先して持続可能な社会の担い手としての自覚をもち、信頼関係を基盤とし、常に生徒と向き合う姿勢の教師」

(1) わかる授業を開く、思考力・判断力・表現力等の育成を図れる教師

- ・生徒が、「わかった、できた」という満足感、成就感が得られる授業を開く教師
- ・不断の研修により自己の資質・能力を高められる教師
- ・学びの自律化に向けた主体的・対話的で深い学びの視点で授業改善ができる教師

(2) 生徒の気持ちに寄り添える教師

- ・生徒一人ひとりを大切にし、良さを見つけ、褒め、励まし、自己肯定感、有用感を生徒が感じることができるよう指導を心掛ける教師

(3) 保護者や地域と連携ができる教師

- ・共に育てるという謙虚さを忘れない教師
- ・地域の会合、PTAの行事に積極的に参加する教師

(4) 自己管理ができる教師

- ・自己に厳しく、平素から危機管理に努め、保護者・地域から信頼されるように心がける教師

○ 令和7年度の主な重点・努力点

(1) 学習の基盤となる資質・能力を育成する学習指導の充実

(2) さいたま市スマートスクールプロジェクト（SSSP）の推進に向けたICT教育の充実

(3) SDGsの実現を目指した持続可能な開発のための教育（ESD）の推進

(4) 自尊感情を高める生徒指導・学校教育相談の充実

(5) 心豊かな生徒を育成する道徳教育・人権教育の充実

4 教育課程 (週授業時数配当表)

(令和7年度実績)

学年	教 科									特別の教科 道徳	特 活	総 合	人間関係 プログラム	拡充教科	合計						
	必 修 (G・Sはグローバルスダメディ科)																				
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保育	技家	G・S												
1	140	105	140	105	45	45	105	70	157	35	35	24	9	21	1036						
2	140	105	105	140	35	35	105	70	157	35	35	53	/	18	1033						
3	105	140	140	140	35	35	105	35	157	35	35	53	/	6	1021						

日課表

	青日課	赤日課	緑日課(朝読書・ 清掃なし)	黄色日課(朝読書・ 清掃なし)	朝礼日程
	(50分授業)	(45分授業)	(50分授業)	(45分授業)	
職員出勤	8:15	8:15	8:15	8:15	8:15
職員集会	8:15~ 8:25	8:15~ 8:25	8:15~ 8:25	8:15~ 8:25	8:15~ 8:25
生徒登校	~8:25	~8:25	出席確認(学級) 諸連絡 8:25~8:30	出席確認(学級) 諸連絡 8:25~8:30	出席確認(会場内) 朝礼 8:25~8:40
出席確認	8:25	8:25			
朝の会	8:25~ 8:30	8:25~ 8:30			
朝読書	8:30~ 8:40	8:30~ 8:40			
第1時	8:50~ 9:40	8:50~ 9:35	8:40~ 9:30	8:40~ 9:25	8:50~ 9:40
第2時	9:50~10:40	9:45~10:30	9:40~10:30	9:35~10:20	9:50~10:40
第3時	10:50~11:40	10:35~11:25	10:40~11:30	10:30~11:15	10:50~11:40
第4時	11:50~12:40	11:35~12:20	11:40~12:30	11:25~12:10	11:50~12:40
給食	12:40~13:15	12:20~12:55	12:30~13:05	12:10~12:45	12:40~13:15
昼休み	13:15~13:30	12:55~13:10	13:05~13:20	12:45~13:00	13:15~13:30
第5時	13:35~14:25	13:15~14:00	13:25~14:15	13:05~13:50	13:35~14:25
第6時	14:35~15:25	14:10~14:55	14:25~15:15	14:00~14:45	14:35~15:25
清掃	15:30~15:45	15:00~15:15	/		15:30~15:45
学活	15:50~16:00	15:20~15:30	15:20~15:30	14:50~15:00	15:50~16:00

令和8年度さいたま市立中学校の長期休業日(予定)

夏休み:令和8年 7月18日(土)~令和8年 8月25日(火)

2学期始業式:8月26日(水)

冬休み:令和8年12月25日(金)~令和9年 1月 6日(水)

3学期始業式:1月 7日(木)

5年間行事計画（令和7年度実施を掲載）

学期	月	学 校 行 事 等				
1 学 期	4 月	始業式・入学式 全国学力学習状況調査	新入生歓迎会 授業参観&保護者会	身体測定&健康診断 教育相談週間	避難訓練 JRC加盟登録式	離任式
	5 月	新体力テスト	2年管弦楽教室	体育祭	市学校総合体育大会壮行会	教育実習
	6 月	市学校総合体育大会 開校記念日	生徒総会 1学期期末テスト	民生児童委員・主任児童委員連絡協議会 3年修学旅行	ふれあい芸術鑑賞会	
	7 月	学校公開&保護者会 学校運営協議会・いじめ防止対策委員会	3年進路説明会	1年服のチカラプロジェクト 終業式	全校三者面談	
2 学 期	8 月	始業式	避難訓練	身体測定	夏休み明けテスト	
	9 月	文化発表会 教育実習 教育相談週間 自転車安全教室	市新人体育大会壮行会 市新人体育大会	3年市学力検査 市教委学校訪問	1・2年校外学習 スマホ・タブレット安全教室	
	10 月	2学期中間テスト つぼみの日	生徒会役員選挙	市駅伝大会	校内合唱コンクール	
	11 月	小中合同音楽会 SDGs講演会	全校三者面談 全校学校保健委員会	3年市学力検査	2学期期末テスト	人権講演会
	12 月	3年三者面談 終業式	1年授業参観&保護者会 2年館岩自然の教室実施説明会	学校運営協議会		
3 学 期	1 月	始業式 教育相談週間 1年未来くるワーク体験	3年市学力検査 私立高校入試開始 3年三者面談	さいたま市学習状況調査（1・2年） 新入生保護者説明会 2年館岩自然の教室		
	2 月	学校運営協議会・いじめ防止対策委員会		1～3年学年末試験	県公立高校入試	
	3 月	1・2年授業参観&保護者会 第35回卒業証書授与式		修了式		

※令和8年度の年間計画については、入学後にお知らせします。

大宮八幡中学校 生活の決まり(令和7年度版)

大宮八幡中学校の生徒として望ましい学校生活を送るために、次のルールを守りましょう。

1. 登下校

- (1)登下校は徒歩とする。
- (2)登下校時は寄り道をせずに真っすぐ家に帰る。
- (3)登下校時の服装について
 - ・月～金の課業日は標準服を原則とする。
 - ・部活動がある場合（課業日の朝練習、土日祝の部活動）は、部活動で許可された服装による登下校を可とする。
- (4)朝の会、帰りの会は部活動の服装での参加は不可とする。（指示があった時や1時間目が体育のときは着替えておく。）
 - ※8：25には自席に着席していましょう。着席していない場合は遅刻になります。
 - ※朝の会以降に登校した時は、職員室の先生に報告してから教室に行きましょう。
 - ※朝礼があるときは、少し早目に登校し、荷物を教室においてから8：25までに指定の場所に整列しましょう。

2. 標準服

- (1)本校指定の標準服を着用する。
- (2)6月～9月は夏の着こなしを可とする。
- (3)校章あるいは校章入りの名札をつける。
- (4)一番上に着るものの中胸に名札を付ける。
 - ※夏の着こなしへの移行期間前までは、基本的に集会の際はブレザーを着用しましょう。登下校中に気温が高く暑いと感じた場合は着用しなくとも良いです。ただし、学校には置いて帰らず、登校時には持ってくること。
 - ※名札を忘れたら、朝のうちに学年の先生に申し出て、貸してもらいましょう。
- (5) <通年>
 - ・ブレザーの下は白のYシャツ、またはブラウスを着用し、ネクタイカリボンをつける。
 - ※袖をまくってブレザーを着用してはいけません。
 - ・Yシャツ、ブラウスの第1ボタンは閉める。
 - ・スラックスを着用するときはベルトを着用する。色は紺・黒で無地の飾りが無いものとする。
 - ・スカート丈は、膝頭が隠れる程度とする。短くなったら直しましょう。
 - ※ウエストのところで折り曲げて着用してはいけません。
 - ・ベストを着用してもかまいません。
- <夏の着こなし>
 - ・白のYシャツ、またはブラウスを着用する。
 - ・学校指定のもの、もしくは白・黒・紺の無地の半袖ポロシャツを着てもよい。
 - ・ネクタイやリボンはつけなくてもよい。ブラウスの場合は第1ボタンを閉める。
 - ・Yシャツやブラウスの下にはインナー（ワンポイント可。ハイネックは不可。）を着ましょう。

3. 授業時の服装

- (1)授業時は原則として標準服とする。
- (2)その他、教科担当からの指示がある場合は、それに従う。
- (3)体育着を着用する場合は、すそをハーフパンツやジャージのズボンの中に入れる。

4. 身だしなみ

- (1)清潔で、学習・スポーツに適した髪型にする。
 - ただし、学校全体が学習活動に専念できるようにするために、長さを整える目的以外の、過度に見立目を意識した髪型にしない（モヒカン、剃りこみ、ラインなど）
 - (2)目・制服の肩にかかるないようにするか、結んでまとめる。
 - (3)ヘアピン、ヘアゴムは黒色、紺色、茶色の単色で飾りのないものとする。
 - (4)染色・パーマなどはしない。整髪料等もつけない。
 - (5)眉毛を細くしない。化粧をしない。（ふたえのり、ふたえテープ等も含む。）
- ※ヘアピンは、髪を止めるためのものです。アクセサリーのような使い方はやめましょう。
- ※違反をしているものは、原則直すようにする。☆事情がある場合は、必ず事前に先生に相談をしましょう。

5. 靴下

- (1)くるぶしすべてが隠れる長さ、色は白・紺・黒・灰の単色の無地のものとする。
 - ※運動等をして動いても、くるぶしが出でこない長さの靴下をはきましょう。
- (2)ワンポイントまで可とする。ラインや装飾のあるものは着用しない。
- (3)部活動では、競技に適したものも可。顧問の指示に従う。部活動時以外の使用は不可とする。

6. はきもの

- (1)登下校時は外の運動に適した靴をはく。（ハイカット、靴の裏が平らなものは不可）
- (2)校舎内では、上履き（体育館履き兼用）を履く。
- (3)上履き（体育館履き兼用）の色は、1年一青、2年一赤、3年一緑の学年色とする。
- (4)上履き（体育館履き兼用）には、かかとに氏名を記入する。
- (5)上履きには落書きをしない。

※上履きを忘れたら、学年の先生にスリッパを借りましょう。

※判断に迷う場合は、担任の先生に相談しましょう。

7. かばん

- (1)かばんは両手があくものが望ましい。（リュックサック、ショルダーバッグなど）
- (2)キーホルダー等は、生徒手帳大までの大きさのものを1つまでなら付けてよい。

8. セーター・カーディガン・ひざかけ・タイツ

- (1)セーター、カーディガンの色は紺・黒・灰の無地のものとする。（ワンポイント可）
- (2)セーター、カーディガンはVネックのものとする。パーカーは不可とする
- (3)セーター、カーディガンは制服やジャージの下に着用し、袖、裾から出さない。登下校時や集会等でセーター、カーディガンを一番上にした着こなしをしない。
- (4)ひざかけは、着席時、腰から下で使用する。使用できる場所は、特別教室を含む教室内のみ。廊下等では使用しない。登下校中、部活動中は使用しない。また、貸し借りは禁止。
- (5)タイツは黒色またはベージュの無地で、ワンポイントは不可。形状はつま先までのもの、足首までのものとする。

※タイツと靴下をともに使用する場合には、生活の決まりで定められた靴下を着用しましょう。

※制服時のみ着用可。

※清掃時、授業で指示があった時はジャージの下にタイツを使用してもかまいません。

9. コート

- (1)コートはダウン、ウインドブレーカー、スクールコート（ダッフルコート、Pコートは可）とする。
- (2)フード、ファーがついたものは不可。
※防寒具として、手袋やマフラー、ネックウォーマーは許可されています。
- ※耳あてや帽子は許可されていません。

10. 清掃

- (1)清掃時は、体育着もしくはジャージに着替えて行う。
- (2)ジャージの下にはYシャツ、ブラウスを着てもかまわない。
- (3)体育着と同様に、Yシャツ、ブラウスはハーフパンツやジャージのズボンの中に入れる。

11. 所持品

- (1)学校生活に不必要的ものは持てこない。
- (2)アクセサリーなどを身につけない。（ピアスの穴をあける、マニキュアを塗るなどもしない。）
- (3)はさみ以外の刃物類は学校にはもってこない。
- (4)水筒は持参してよい。（お茶系、水、スポーツ飲料）ペットボトルを水筒の予備用として持ってきてよい。その際にルールを守り、衛生面には十分に気をつける。（ペットボトルには記名して持参する。水筒に移し替えて飲用する。ゴミは持ち帰る。）
- (5)集金日以外は不必要的金銭を持ってこない。
（どうしてもお金を持ってこなければならない場合は、朝、担任に預けましょう。）
- (6)リップクリームや制汗剤（液体系は不可）等を使うときは、無着色、無香料のものを使いましょう。

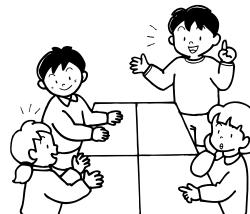
12. 諸届・その他

- (1)欠席・遅刻・早退などをする時は、8:20までにFormsにて入力をしてください。

※電話連絡は、特別にお伝えされる事情がある場合にお願いいたします。

※学校に電話連絡できる時間は、平日の8:00~16:45までです。

- (2)ベランダには非常時以外出ない。
- (3)他クラスへの出入りはしてはいけない。
- (4)ピロティーでのボールの使用禁止。
- (5)原則として、他学年の教室の前を通らないで移動しましょう。
- (6)荷物はロッカーの上に置かない。やむを得ない時は、担任の先生と相談しましょう。
- (7)部活動等で許可をした時以外は、学校へ自転車ではきてはいけません。
- (8)再登校はできません。忘れ物等はしないようにしましょう。
- (9)不明な点がある場合は、担任の先生に相談しましょう。



フ 学校生活について

授業について

- ア 授業は、教科担任制（教科ごとに先生が変わる）です。
- イ 技術・家庭科、美術等が新しく加わります。
- ウ シラバスの活用（学習案内）※入学後HPにアップ・説明します。
各教科についての方針や願い、つけてほしい力、1年間の授業計画や評価材料・評価の観点等が示され、通知表の評価と評定との関連も示され、学習を主体的に・計画的に進めるのに役立ちます。

給食について

- ア 月曜日から金曜日まで原則給食（自校給食）です。※給食のない日もあります。
- イ 給食当番は、マスク・三角巾・エプロンを各自で用意し、着用して下さい。
(三角巾（バンダナ等可）、エプロンには、指定はありません)
- ウ 給食（食物）アレルギーについては、別紙を参照してください。
- エ 給食後は歯みがきをしましょう。
- オ 学校給食申し込みについて
小学校からの継続の有無にかかわらず、以下に該当されるご家庭は、栄養士 石井まで必ず電話連絡をください。（048-687-8800）
①学校給食を申し込みしない場合
②飲用牛乳を停止する場合（牛乳を飲むと体調が悪くなる生徒のみ）

生徒会活動について

- (1) 目的
生徒の自治的な活動を促進し、生活の向上を図り、良き社会人となる資質を養うことを目的とする。（大宮八幡中学校生徒会規約より抜粋）
- (2) 生徒会活動（令和7年度）
 - 新入生歓迎会（4月） 生徒総会（5～6月）
 - 文化発表会（9月）
 - 選挙管理委員会（9月～10月）
 - 生徒会役員改選選挙（10月）
 - 各種ボランティア活動（地域ボランティア・服のチカラプロジェクト等）
 - あいさつ運動
- (3) 専門委員会（令和7年度）（月1回開催）
 - ・学級委員会 ・体育委員会 ・保健委員会 ・給食委員会
 - ・環境委員会 ・放送委員会 ・図書委員会

中央委員会（月1回 専門委員会後に開催）

部活動

(1) 部活動の種類（令和7年度）

ア、運動部

【男子】 野球、サッカー、卓球、バスケットボール、陸上競技、ソフトテニス、
剣道 ※野球部、サッカーチームは女子も入部可

【女子】 卓球、バスケットボール、陸上競技、ソフトテニス、バドミントン、
剣道

イ、文化部

【男女】 吹奏楽、美術、自然科学

(2) 活動時間及び期間

① 放課後の活動時間

4月～新人戦終了まで	17：45 終了	18：00	完全下校
新人戦終了～10月	17：15 終了	17：30	完全下校
11月～1月	16：45 終了	17：00	完全下校
2月	17：15 終了	17：30	完全下校
3月	17：45 終了	18：00	完全下校

※顧問不在の場合 16：45 終了 17：00 完全下校

②朝練習 顧問がいる場合のみ、7：30～8：05まで活動可能となっています。

※登校は7：20以降となっています。

③休日の活動は、原則として土曜日・日曜日のうちいずれかの1日以上の休業日を設定します。

④活動停止期間は、中間テスト前5日間、期末テスト前7日間（土日含む）、お盆期間及び年末年始等の学校閉校日となっています。また、体育祭、授業研究会、卒業式等の行事やインフルエンザ等の流行、台風等で停止になる場合もあります。

(3) 本入部までの動き（予定）

生徒会オリエンテーション 入学後一週間以内

仮入部期間 4月中旬（部活動見学を経て）

本入部スタート 4月下旬

ただし、入部直後において、新入生は以下のように活動を制限します。

①朝練習の参加は、「なし」とします。（1学期の中間テストまで）

②休日の練習への参加は、顧問の指示に従ってください。

※入学後に、改めてご連絡いたします。

(4) その他

理由があつて部活動に加入しない場合は、担任等にご相談ください。

8 学生服、体育着の販売関係

学生服	制服取扱店 【埼玉カルチャーハウス大谷店】 048-686-1334 見沼区東門前226-1 【スクールベン】 048-788-4170 大宮区吉敷町4-263-1
	※店舗によっては、採寸に事前に予約が必要な場合があります。 直接、上記のお店にお申し込みください。

体育着・上履き	取扱店 体育着関係 上履き 【埼玉カルチャーハウス大谷店】 048-686-1334 見沼区東門前226-1 ※直接、上記のお店にお申し込みください。 ★同封の案内をご参照ください。

学年ジャージ・体育着、上履きの販売価格一覧等

(1)	学年ジャージ(上着)	5,300円 S S ~ 4 L
(2)	学年ジャージ(長ズボン)	4,800円 S S ~ 4 L
(3)	半袖シャツ(体育着)	2,400円 S S ~ 4 L
(4)	ハーフパンツ	3,450円 S S ~ 4 L
(5)	上履き	3,450円
(6)	体育の授業で必要な物品	水着(水泳の授業) ※実施前に体育科よりご案内します。 (年度によっては柔道着レンタル代がかかります。)
(7)	校章付名札	学校で準備します(学年費から支出します) 入学後、担任から渡します。
(8)	教科書	入学式翌日に渡します。
(9)	ノート	詳しくは、各教科や授業で説明します。
(10)	辞書・参考書	必要な場合、入学後、各教科担当から指示します。なお、電子辞書等の高価な機器は持ち込まないようお願いします。

【着用するもので購入必須なもの】

- ブレザー ○Yシャツ又はブラウス ○スラックス又はスカート ○ネクタイ又はリボン
- 体操着(半袖シャツ・ハーフパンツ) ○ジャージ(上下) ○上履き
- ※通年、スラックス又はスカートは夏用・冬用どちらでも着用することができます。そのため、どちらかのみの購入でも構いません。
- ※ベストは着用必須ではないので購入は任意です。

9 入学式

※今後、市からの通知により変更となることがあります。

(1) 日 時 令和8年4月8日(水) 10:20~11:30

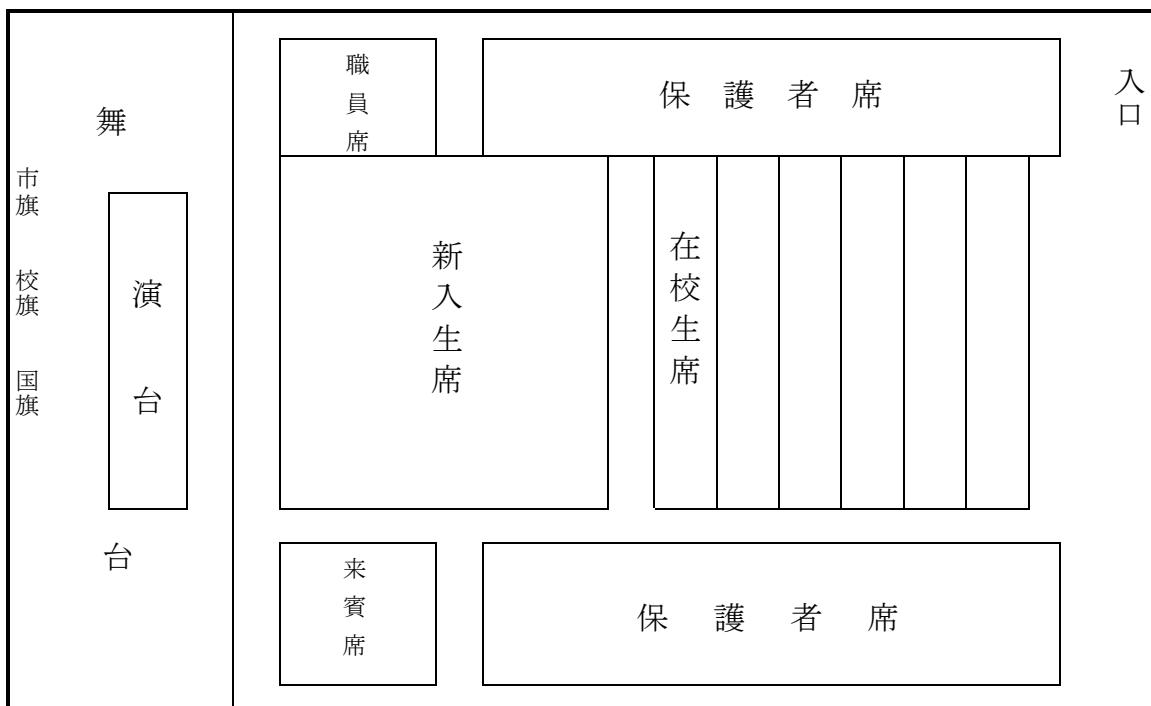
クラス編制発表	9:00
新入生登校	9:15
保護者受付	9:30~ 9:55
(保護者の方の体育館の入場は、9:45頃になります)	
開 式	10:20~11:30

(2) 場 所 本校体育館

(3) その他

- ・当時は9:00以降にお越しください。
(学級別生徒氏名は9:00~昇降口付近で行います)
- ・新入生は制服で登校、持ち物は筆記用具、上履きです。
- ・新入生は自分の学級を確認、入室して係の先生の指示を待って下さい。
- ・受付の時間を守っていただくようお願いします。
- ・保護者の方は、受付終了後、9:55までに体育館へ入場して下さい。
- ・上履き、下履き入れの袋をご用意下さい。
- ・駐車場がありませんので自動車での来校はご遠慮下さい。

<会場予定図>



※参加者は変更となる場合があります。

10 大宮八幡中学校区「さわやか相談室」について

大宮八幡中学校区の「さわやか相談室」が開設されております。さわやか相談員が月曜日から金曜日に相談活動を実施しておりますのでご活用下さい。

1 目的

いじめ、不登校等児童・生徒の心の問題解決への支援をし、よりよい人間関係を作り、個性を伸長できるよう助力する。

2 対象 大宮八幡中学校区に居住する児童・生徒及びその保護者

3 相談日時 月曜日から金曜日【午前10時～午後4時30分】

4 場所 さいたま市立大宮八幡中学校（南側校舎3階）

5 スクールカウンセラー（令和7年度：毎週火曜日在室）

心理に関し専門的な知識・経験を有し、教職員・保護者への助言を行うと同時に、必要に応じて生徒へのカウンセリングを行う。

6 直通電話 048-687-8823

11 学校図書館について

本校の学校図書館は、平成15年度に文部科学省の学校図書館資源共有ネットワーク化に伴い、学校図書館司書が配置され、蔵書管理がコンピュータ化されました。（市内の学校及び市内図書館等とネットワーク化されている）日本十進分類法に基づき、文学、歴史、科学、職業等幅広い分野の資料を取り揃え、SDGs等総合的な学習の時間に必要な資料も展示・貸し出しを行い、多くの生徒に活用されています。

1 目的

(1) 生徒の読書活動の充実のための図書の提供とレファレンス

(2) 生徒の学習のための資料提供とレファレンス

2 対象 大宮八幡中学校の生徒

3 開館時間（令和7年度）

(1) 曜日……月・火・木・金曜日

(2) 時間……午前10：00～午後4：45

※ 学習活動では、すべての時間を利用しています。

※ 個人読書の利用は、昼休みと放課後です。

4 場所 南校舎3階

5 その他

学校図書館資源共有ネットワーク事業により、公共図書館及び資源共有ネットワーク校160校の資料を本校図書館内で学習活動に利用することができます。

保健関係について

(1) 中学生の心とからだ

からだの発達

- 骨格・筋肉の発達 → 内臓の発育
 - ・体格や体型の変化
 - ・運動への影響(成長痛、スポーツ障害や運動器疾患の併発)
- 生理機能の変化 (第二次性徴の発現) → 男性・女性への準備
 - ・ホルモンのアンバランスが生じて、いろいろな障害がでやすい

こころの発達

- 抽象的な思考が可能 → 他人と自分の違いへの気付き
- アイデンティティーの確立 (“自分が自分であること”、自分らしさ)
 - ・親からの心理的独立
 - ・自己探し・自分づくり
 - ・自意識の芽生え、高まり
 - ・他人の評価への気付きととらわれ
 - ・反発と依存の繰り返し
 - ・友人の中での孤独と不安
- 性自認、第二次性徴の発現
 - ・男性・女性としての自己の受け入れ
 - ・心とからだのアンバランス
- 友だち関係の広がり
 - ・同年代や同性の友人ととの関係
 - ・異性との関係

(2) 保健室では…

健康診断

健康診断での所見は、「健康診断結果のお知らせ(疾病通知)」を配付してお知らせします。お子様の健康のためにも、疾病通知が配付された場合は、必ず医療機関に受診・相談し、できるだけ早めの治療をお願いします。



応急処置



救急処置

保健室での処置は、生徒が自宅に帰るまで、または救急の場合に医療機関へ行くまでの一時的なものです。応急処置後は、ご家庭で手当てをしてください。

- *内服薬・特殊な薬は使用しません。
- *継続した処置や、テープニングは行いません。
- *学校外でのケガの処置は行いません。

*すぐに受診するのが妥当と判断した場合は、移送する医療機関の確認のため、保護者の方に連絡いたします。なお、検査・治療には保護者の方の確認・同意が必要なため、保護者の方に学校または医療機関へ来ていただきますのでご了承ください。

体調不良時の休養・経過観察



問診や体温・脈拍測定等をしながら保健指導を行うとともに、状態によっては経過観察又は早退の措置を取ります。(保健室での経過観察は、回復が期待できる場合に1時間を限度としておこないます。)学校から内服薬を与えることはできません。

健康相談

心の健康を含めた健康上の問題で、知らせておきたいこと・相談したいことなどがありましたら、お気軽にご連絡ください。校内スタッフと連携しながら、お子様の健康生活を支援していきます。



感染症の予防と管理

<学校において予防すべき感染症について>

学校での集団生活において、インフルエンザなどの感染症疾患が蔓延しないために、また本人が重症化しないために、学校保健安全法で「出席停止」と定められています。

医師の診断を受けた場合には、速やかに学校へ連絡してください。また、治癒後の登校については、必ず医師の指示に従ってください。

保健管理

保健調査票 (さいたま市立小学校から入学される場合は、小学校のものを継続使用)

定期健康診断や来室時に使用します。毎年4月に、一度家庭へ返却しますので、配付時のお子様の健康状態を必ず記入・加除訂正をしてください。

*緊急連絡票は入学後に新しく配付します。必ず連絡がとれるよう、職場等を含め、複数の連絡先をご記入いただくようお願いいたします。また、連絡先が変更になった場合には、必ずその都度、担任へ連絡してください。

学校生活管理指導表

心臓病・腎臓病などの疾病により、学校生活において配慮や運動制限が必要な場合、定期的な検査・健診を受けている場合は、中学校での生活について主治医に指導を受け、「学校生活管理指導表」を記入していただき、学校へ提出してください。

学校における食物アレルギー対応について(当日配付資料:ピンク)

お子様の学校生活において、現在、食物アレルギーにより配慮や管理が必要であり、学校給食における個別対応を希望される場合は、別紙「学校における食物アレルギー対応希望届」を、説明会終了後に養護教諭へご提出ください。個別対応に必要な書類等をお渡しします。

なお、食物アレルギーによる学校給食において除去食等の対応を希望される場合に配付する「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」は、原因食物の除去等について指導を受けている主治医に、検査結果・診断・指示内容を記載していただくものです。具体的な対応については、主治医に記載していただいた「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」を基に、学校栄養職員・養護教諭・管理職と3月下旬までに面談を行い、検討・相談させていただきます。

(3) おうちの方へ

<入学前に>

*病気や異常の疑いがある場合には、受診・相談・治療をお願いします。

*心身の健康について心配なことがある場合には、ご連絡ください。

(学校生活についての配慮事項、慢性疾患やアレルギー疾患での対応 等)



<入学後は>

*体と心のサポートをお願いします。(生活リズム、朝食、睡眠、声掛け 等)

*朝の健康観察(食欲・顔色・表情 等)をお願いします。



部活動や勉強等、日々の生活が忙しく、活動量も増えるために、体力的にも疲れ易くなります。睡眠時間を確保し、朝食を必ず摂り、排便を済ませてから元気に登校できるよう、サポートをお願いいたします。

また、友人関係などの悩みや不安が多くなる時期です。お子さんのからだや心の変化に気をつけてください。ご心配な場合には、学校へご連絡・ご相談ください。

(4) そのほか

◇独立行政法人 日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度について(資料1 参照)

さいたま市教育委員会では、市立学校に在学する児童生徒の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。この制度は、学校の管理下において児童生徒が災害にあった場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行うものです。なお給付金の受領は、保護者の方に来校していただき、現金支給をしています。

※加入については、小学校在学中に同意書の提出により確認済み(さいたま市立学校の場合)

◇さいたま市学校災害救済給付制度について(資料2 参照)

さいたま市では、さいたま市立小・中・中等教育(前期課程)・特別支援学校(小・中学部)に在籍している児童生徒が不慮の学校災害にあった場合に見舞金等を支給する「さいたま市学校災害救済給付制度」をもうけています。これは、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度を補完するものです。

「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」について

さいたま市教育委員会

さいたま市教育委員会では、市立学校に在学する児童生徒の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「スポ振」という。）と災害共済給付契約を結んでいます。

スポ振の災害共済給付は、学校の管理下において児童生徒が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度で、加入に際しては、あらかじめ保護者の皆様の同意をいただいております。当制度の趣旨を御理解いただき、なるべく御加入くださいますようお願いいたします。

給付の内容等は、スポ振法又はこれに基づく政令、省令、通達等に定められており、その主な内容は次のとおりです。

1 給付の種類と給付される場合

学校の管理下の事由による負傷、給食による中毒その他の疾病（ガス中毒、溺水、熱中症、漆等による皮膚炎など法令で定めのあるもの）の医療費、これらの負傷又は疾病が治った後に障害が残ったときの障害見舞金、及び負傷又は疾病に直接起因する死亡に対する死亡見舞金が給付されます。

なお、スポ振における学校の管理下とは、次の場合をいいます。

- ① 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合（例：授業中、運動会、遠足、修学旅行）
- ② 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合（例：部活動、林間学校）
- ③ 休憩時間中、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合（例：始業前、業間休み、昼休み）
- ④ 通常の経路及び方法により通学する場合（例：登校中、下校中）
- ⑤ その他、これらに準ずる場合として内閣府令で定める場合
(例：①又は②が学校以外の場所に集合、又は解散するときは、合理的な経路及び方法による往復)

2 給付金額 [災害共済給付の給付基準は、スポ振法施行令第3条によります。]

- ① 医療費 初診から治ゆまでの病院・薬局等の医療費総額（医療保険における10割分）が5,000円以上の場合が給付の対象となります（自己負担は、保険適用外を除き医療費総額の3割分（1,500円以上）となります）。
医療保険並の療養に要する費用の4/10（そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分）が支給されます。
(例) 医療費総額が5,000円だった場合、2,000円支給
ただし、高額療養費の対象となる場合は、医療費自己負担（所得区分により限度額が定められています。）に「療養に要する費用月額」の1/10を加算した額が給付されます。
- ② 障害見舞金 障害の程度に応じて、88万円（第14級）～4,000万円（第1級）が給付されます。（通学中の場合は、44万円～2,000万円）
- ③ 死亡見舞金 3,000万円が給付されます。
(運動などの行為と関連しない突然死及び通学中の場合は、1,500万円)

※上記②③の金額は、平成31年4月以降に対象となる事実が発生した場合の額です。

3 共済掛金 ※令和8年度予定掛金

保護者等負担額 460 円

教育委員会負担額 460 円

合計 920 円

※加入者の掛金（保護者等負担額）については、8月末に指定口座から引き落とし、または納付書による金融機関等での支払いとなります。

4 その他

- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間請求が行われないときは、時効によって消滅します。
- ③ 損害賠償を受けたときや他の法令の規定による給付等を受けたときは、その受けた価額の限度において、給付は行われません。
- ④ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行われません。
- ⑤ スポ振の審査により、不備返戻や不支給となる場合もございます。

さいたま市子育て支援医療費助成制度とスポ振災害共済給付制度について

さいたま市では、0歳から18歳の年度末まで子育て支援医療費助成制度事業を実施しておりますが、「学校管理下の災害」につきましては、スポ振の災害共済給付制度加入者は原則として、スポ振の災害共済給付制度の利用をお願いします。

災害共済給付制度を利用する際には、医療機関の窓口で「学校管理下の災害」であると申告をして医療費を負担し、後日スポ振からの給付金を学校経由で受領していただくことになります。

なお、子育て支援医療費助成制度とスポ振災害共済給付制度は、重複して給付を受けることが出来ません。後に手続きが煩雑になりますので、窓口での対応は慎重にお願いします。

【後に手続きが必要となるケース】

- ① 医療機関窓口で医療費を負担したが、初診から治ゆまでの医療費総額（医療保険における10割分）が5,000円未満だった場合、スポ振の災害共済給付制度の対象外のため、医療機関窓口で負担した医療費について、区役所の保険年金課で払戻し手続きが必要となります。
- ② 医療機関窓口で子育て支援医療費助成制度を利用し、スポ振の災害共済給付制度もを利用して医療費の給付を受けた場合、後日、子育て支援医療費助成制度を利用分について、市役所の子育て支援課から納付書が届きますので、納付書に記載された金融機関で返金手続

「さいたま市学校災害救済給付金制度」について

さいたま市教育委員会

さいたま市教育委員会には、児童生徒が、万が一、学校で災害（死亡、障害、疾病など）にあった場合に、下の表のとおり見舞金等を支給する独自の救済制度があります。対象者は、さいたま市立の小学校、中学校、中等教育学校（前期課程）及び特別支援学校（小・中学部）に在籍している児童生徒です。

種類	該当者	給付額
学校災害被災者 見舞金	死亡見舞金	児童生徒が学校災害により死亡した場合。 1,000,000 円
	障害見舞金	児童生徒が学校災害により負傷し、治った後に障害が残った場合。 第1級 1,800,000 円 ～第7級 150,000 円
	歯牙特別見舞金	児童生徒が学校災害により負傷し、1本以上の歯に歯冠補綴を加えた場合。（注1） 1本 30,000 円 2本 50,000 円
	特別見舞金	上記の他、市教育委員会が必要と認めた場合。 100,000 円の範囲内
学校災害被災者医療費助成金	児童生徒が学校災害により負傷した場合に、療養に要する費用の一部を支給する。（注2）	健康保険法の療養に要する費用の10分の4の額
学校災害被災障害者修学助成金	児童生徒が学校災害により負傷し身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳（1級・2級）の交付を受けた者が、高等学校等又は大学等に進学した場合に、修学年限支給する。	高等学校等 年額 60,000 円 大学等 年額 120,000 円

（注1）障害見舞金に該当する場合は除きます。

（注2）医療費助成の期間は、初診日より継続して治療が10年を経過してもなお療養を要する場合に、当該期間の経過後7年を限度とします。但し、既に学校災害被災者見舞金の給付を受けた者は申請できません。（初診日より10年間は「独立行政法人スポーツ振興センター災害共済給付制度」の対象となります。）

- ※ 当制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度を補完するものとなっております。
- ※ 審査により、不備返戻や不支給となる場合もございます。

令和7年度

学級配置

さいたま市立大宮八幡中学校

